

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項の規定に基づく愛の手帳更新決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付日を平成28年10月5日として行った愛の手帳の更新決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より重い度数への変更を求めるといふものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

審査請求書においては、代理人たる母は、請求人は小さい時から気に入らないと発狂、逆切れし、殴る蹴るなどをする事から、手帳の審査員の前で請求人が違ったことを言っても否定することが出来ず、再審査を請求する旨記載しているが、その趣旨は、上

記第2のとおりである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年3月16日	諮問
平成29年5月24日	審議（第9回第3部会）
平成29年6月30日	審議（第10回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱は、要綱1条において、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害

者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上にあつては心障センターを判定機関とし、その長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センターの所長は、総合判定基準表（別紙1）及び被判定者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センターの所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。
- (4) 要綱7条は、愛の手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、1

2歳、18歳に達したとき、又は、この間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により、処分庁に更新の申請をしなければならないとしており、要綱9条は、手帳の更新について、要綱3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センターの所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち6項目が「4度」と、2項目が「3度」と「4度」の中間に相当とされている。この判定は、請求人に対する面接等及び保護者（母）への聞き取り調査により得られた所見に基づくものであり、処分庁の弁明書によれば、以下のような理由によるとされている。そして、この判定は、個別判定基準表に照らして、いずれも合理性のあるものと認められ、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としておおむね「4度」程度のものと判断するのが相当である。

ア 「知能測定値」については、改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果、IQ52と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に相当する「4度」とされている。

イ 「知的能力」については、知能検査場面において、ひらがなの読み書きや簡単な漢字の読みができ、数の操作については簡単な繰り上がり、繰り下がりのある加減算ができ、給料の管理については、母が請求人とともにに行っているが、買い

物は請求人が単独でできること、余暇時間にテレビを見ているが、最近の気になったニュースとして都知事選を挙げるなど、タイムリーな情報も収集できていることから、個別判定基準表における「テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」に相当する「4度」とされている。

ウ 「職業能力」については、〇〇に正社員として就職し、現在まで数十年にわたって勤続していること、仕事内容は、掃除や台車による商品の運搬等であることから、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」に相当する「4度」とされている。

エ 「社会性」については、請求人は会社で周囲の人と衝突しそうなになると、自分で気持ちを抑えるということ、自分のイライラ感の原因を人間関係と述べていること、特に仲のよい同僚はいないと述べていること、母によると、周囲の障害に対する理解のもと、勤続できているとされていることから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」に相当する「4度」とされている。

オ 「意思疎通」については、生活歴の聴取の際には、会社の仕事内容が以前と比べてできなくなっていると感じていること、体調不良や精神面の不調について等、心理担当者の質問に応じて、3語文程度の簡単な文章ではあるものの、請求人自ら回答することができていたことから、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」に該当する「4度」に相当するとされている。

カ 「身体的健康」については、脳性麻痺があり、身体障害者

手帳 2 級を所持しているものの、単独歩行が可能で、単独でのバス通勤もできており、その他、治療中の疾患等はないことから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」に相当する「3 度」と「健康であり、特に注意を必要としない」に相当する「4 度」との中間に相当するとされている。

キ 「日常行動」については、特に日常生活上問題となるような行動について、判定場面において語られることもなく、母からも特に陳述はなかったことから、「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」に相当する「4 度」とされている。

ク 「基本的生活」については、食事、排泄、入浴は自立しているが、衣類の寒暖調節や身だしなみを整えることについては母の助言を要することが多く、また、歯磨きが不十分で歯が多数欠損している等、基本的な生活習慣については所々助言を要する状態であることから、個別判定基準表における「身近生活の処理がおおむね可能」に相当する「3 度」と「身近生活の処理が可能」の「4 度」の中間に相当するとされている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的発達症 脳性麻痺を有する」と、心理学的所見欄には「CA 5 1 MA 8 : 4 IQ 5 2 (鈴木ビネー改訂版)」と、社会診断所見欄には「引き続き福祉的支援が必要である」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表(別紙 1)における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものと

して、障害の度数は総合判定4度（軽度）であるとするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であることは、上記（2・(3)）のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1（略）

別紙2（略）